平成２９年（フ）第１４０５号
東京都羽村市五ノ神２丁目８番地29ニュー第１コーポ110
破産者　上杉　俊治
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０６号
東京都羽村市栄町１丁目14番地26幸栄ハイム206
破産者　上杉みどり
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４９号
三重県津市下弁財町津興824番地２　津興アパート203号、前住所三重県津市本町３番２号
破産者　内藤　将巳
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５６号
滋賀県栗東市安養寺８丁目４番１―14号
破産者　有限会社ジェイハウジング
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４９号
大津市神領１丁目11番15号、旧本店所在地大津市朝日が丘１丁目24番20―609号
破産者　株式会社エステート寺新
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７１号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目６番12号
破産者　株式会社ＬＳＰ
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１１７号
栃木県小山市大字喜沢778番地36　ヴァルト明日美101号室、住民票上の住所茨城県筑西市関本上366番地１
破産者　渡邉　光輝
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第５２５号
群馬県館林市美園町１番16号須永住宅―12、破産手続開始時の住所埼玉県志木市中宗岡５丁目27番18号
破産者　小川美知子
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７０号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台２丁目249番地３、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町本町２丁目149番地７
破産者　芝野　　豊
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３４号
さいたま市緑区道祖土２丁目20番５号　カーサフェリーチェ２―201
破産者　黒川　慎輔
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０８号
埼玉県北本市本宿５丁目70番地１　センチュリーパーク北本101
破産者　髙瀬　勝彦
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２８号
さいたま市緑区美園６丁目18番地４　メゾン・ヴェルデ浦和美園202
破産者　長峰　一史
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３６号
埼玉県新座市新座３丁目６番８―105号
破産者　伊澤　一浩
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
埼玉県本庄市杉山149番地１
破産者　諸岡　良徳
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２９８号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目13番地８　Ｃｉｅｌｏ・Ｇａｒｄｅｎ　Ｉ　208号、旧住所神奈川県川崎市宮前区南平台11番10―301号　ビューラー風久保５
破産者　小笠原　裕
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３０７号
埼玉県深谷市岡2733番地７
破産者　安倍　　澪（旧姓内田）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３４７号
埼玉県本庄市見福５丁目８番16号　Ｈｉｇｈ　ｌｉｆｅⅠ―301
破産者　阿久澤春奈（旧姓勅使河原）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部